**指定医に関するよくあるご質問**

Ｑ１　指定医の申請はどこの都道府県で行ってもよいですか。

Ａ１　主たる勤務先の医療機関（主として指定難病の診断を行う医療機関）が所在する都道府県知事又は指定都市市長あてに申請してください。

Ｑ２　Ａ県知事の指定を受けた医師が、Ａ県以外の病院にも勤務し、Ａ県以外の病院で診断書（臨床調査個人票）を作成して患者に交付することはできますか。

Ａ２　指定を受けたＡ県以外でも、診断書（臨床調査個人票）の作成や交付は可能です。

　　　なお、主たる勤務先の医療機関がＡ県以外となる場合はＱ５をご参照ください。

Ｑ３　指定医の指定を受けた場合、すべての指定難病の診断が可能ですか。それとも診断可能な指定難病は限定されるのですか。

Ａ３　指定医は、全ての指定難病について診断が可能ですが、できる限りそれぞれの医師の専門分野の範囲で診断するようお願いします。

Ｑ４　指定医の要件に「診断又は治療に５年以上従事した経験を有すること」とありますが、「診断又は治療」は、指定難病の診断又は治療に限られますか。

Ａ４　指定難病以外の診断又は治療も含まれます。

Ｑ５　大阪市長から指定を受けた指定医が、主たる勤務先の医療機関（主として指定難病の診断を行う医療機関）を大阪市外の医療機関に変更する場合の手続きはどうすればよいですか。

Ａ５　主たる勤務先の医療機関（主として指定難病の診断を行う医療機関）が所在する都道府県知事又は指定都市市長あてに新規申請を行ってください。申請方法等は当該都道府県庁または指定都市にお問い合わせください。また、変更後の難病指定医の指定通知を受けた後には、大阪市へ指定変更届出書（様式第3号）を届出てください。大阪市での指定医の資格はなくなります。